

公 募 公 告

厚生労働省所管国有財産部局長
青森労働局長 角井 伸一

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 青森公共職業安定所における自動販売機等設置業務
- (2) 募 集 数 1 者
- (3) 業務内容 清涼飲料水自動販売機を1台設置する。
- (4) 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 設置場所

青森公共職業安定所 青森市中央二丁目10-10

3 国有財産の使用許可

業務を行う者は、青森労働局長に対し使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、設置する自動販売機等の使用面積に応じた使用料を支払わなければならない。

4 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること。
- (5) 下記5の使用許可に関する公募要領等の交付を受け、業務内容を十分理解した者であること。
- (6) 次に掲げる要件を満たしている者であること。
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 使用許可に関する公募要領等の交付

- (1) 交付期間 令和8年1月22日（木）～令和8年2月4日（水）
（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）
- (2) 交付方法 (1)の期間に来局又は郵送で交付します。
郵送での交付を希望する場合は以下の担当宛て電話連絡をお願いします。

青森労働局総務部総務課 担当：木村
電話017-734-4111
(030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎5階)

6 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月6日（金）午後3時（郵送の場合は必着）
- (2) 提出場所 上記5（2）と同じ

7 選定方法

公募要領に基づき提出された提案書等を評価委員会が評価し選定する。

以上公告する。